

動薬協会発 168 号
平成 30 年 11 月 21 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 福井 邦 顕
(公 印 省 略)

岐阜県で摘発された豚コレラ 2 例目の豚飼養農場における疫学調査結果を踏まえた飼養衛生管理基準の再徹底について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり動物衛生課長通知（30 消安第 4135 号）がありましたので、お知らせします。

30 消安第 4135 号
平成 30 年 11 月 20 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

岐阜県で摘発された豚コレラ 2 例目の豚飼養農場における疫学調査結果を
踏まえた飼養衛生管理基準の再徹底について

このことについて、別添のとおり都道府県畜産主務部長宛て通知しましたので、御
了知の上、飼養衛生管理基準の遵守の徹底につき御協力方よろしく申し上げます。

写

30 消安第 4135 号
平成 30 年 11 月 20 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

岐阜県で摘発された豚コレラ 2 例目の豚飼養農場における疫学調査結果を踏まえた飼養衛生管理基準の再徹底について

岐阜県における豚コレラ 2 例目の発生を踏まえた防疫対策については、「岐阜県の豚飼養農場において豚コレラの 2 例目が確認されたことに伴う防疫対策の再徹底について」（平成 30 年 11 月 16 日付け 30 消安第 4098 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）に基づき、対応いただいているところです。

今般、豚コレラ 2 例目が確認された岐阜市畜産センターに拡大豚コレラ疫学調査チームを派遣し、11 月 16 日～17 日に現地調査を実施したところ、①豚舎周辺だけが飼養衛生管理区域に設定されていたこと、②同センターの公園エリア等では豚コレラに感染した野生いのししが確認されていたが、公園エリアと畜産エリアで共通の重機が使用されており、畜産エリア（本来の衛生管理区域）で使用する際に、洗浄、消毒が行われていなかったこと、③豚舎に入る際に衣服の交換が行われておらず、また、豚舎ごとに踏込消毒槽等が設置されていたが、長靴を交換せずに消毒のみで豚舎に入っていた場合があること等、飼養衛生管理基準が遵守されていないと考えられる事実が確認されました（別添参照）。

つきましては、これまでも飼養衛生管理基準の遵守について周知、ご指導いただいておりますが、特に、今回の調査で遵守されていなかったことが指摘されている下記項目について、改めて周知、指導していただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 適切な衛生管理区域の設定

病原体の侵入を防止するために衛生的な管理が必要となる畜舎の他に、飼料給与、清掃、豚の出荷及び死亡豚の管理等の一連の作業に関連する農場内の敷地の全てを衛生管理区域とすること。

2 野生動物等からの病原体の侵入防止

野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている地域においては、電柵やワイヤーメッシュを設置することにより、衛生管理区域への野生いのししの侵入を防止すること。

※飼養衛生管理基準第4「野生動物等からの病原体の侵入防止」

3 衛生管理区域に立ち入る車両等の消毒

衛生管理区域以外の区域で使用していた器具や重機等を、消毒を行わないまま衛生管理区域内で使用すると病原体を持ち込む恐れがあることから、十分な水洗を行い、適切な消毒を行った後、衛生管理区域内で使用すること。

※飼養衛生管理基準第3の4「衛生管理区域に立ち入る車両の消毒」

飼養衛生管理基準第3の8「他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置」

4 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用

衛生管理区域以外の区域で使用していた衣服や靴を衛生管理区域内で使用すると病原体を持ち込む恐れがあることから、衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、衛生管理区域に立ち入る全ての者は、これらを確実に着用すること。

なお、野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている地域など、野生動物による病原体の侵入の危険性が考えられる地域においては、畜舎外の衛生管理区域が病原体に汚染されている可能性が考えられることから、衛生管理区域に立ち入る全ての者は、畜舎ごとに畜舎専用の衣服及び靴を設置し、使用すること。

※飼養衛生管理基準第3の6「衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用」

5 教育訓練等

畜舎内での飼養管理を行う者は出来るだけ限定し、消毒や作業手順について定期的に教育や訓練を行うこと。

「第2回拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会」の開催概要について

農林水産省は、「第2回拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会」を持ち回りにより開催し、岐阜県における2例目の豚コレラ発生に伴う疫学調査結果について議論を行い、調査結果概要及び農場における発生予防対策を取りまとめましたので、公表します。

1. 概要

拡大豚コレラ疫学調査チームは、岐阜県における2例目の豚コレラ発生に伴い、チーム員を現地に派遣し、平成30年11月16日（金曜日）～17日（土曜日）に現地調査を実施しました。本日、その結果概要について、チームの委員持ち回りにより第2回拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会を開催しました。

現地調査において、今後の豚コレラの発生予防対策について、再度、注意喚起すべき事項が確認されたことから、現地調査の結果概要及び農場における発生予防対策を検討会において以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

2. 検討会の概要

1. 現地調査結果の概要

豚コレラに限らず、家畜の伝染性疾病の発生予防のためには、農場に病原体を侵入させないことが第一です。そのため、家畜伝染病予防法では家畜の所有者が守るべき衛生管理の基準を「飼養衛生管理基準」として定めているところです。

飼養衛生管理基準では、農場において厳格な衛生管理が必要な区域を「衛生管理区域」として定め、衛生管理区域への病原体の侵入防止等について、その方法を示しています。衛生管理区域では、飼料や堆肥の管理、豚の出荷のための作業等が行われるため、衛生管理区域が病原体により汚染した場合、豚舎内へのウイルスの侵入を防止することは非常に難しくなります。

この点について、今回の岐阜市畜産センターでの豚コレラの発生に関しては、

(ア)飼料置き場や堆肥置き場が豚舎間で共有されており、飼養管理者等が豚舎間を移動するが、それぞれの豚舎周辺だけが衛生管理区域に設定されていたこと

(イ)同センターの公園エリアや周辺の山塊では豚コレラに感染した野生いのししが確認されていたが、公園エリアと畜産エリアで共通の重機が使用されており、畜産エリア（本来の衛生管理区域）で使用する際に、洗浄・消毒が行われていない事例もあったこと

さらに、豚舎への出入りについても、

(ウ)飼養管理者等が豚舎に入る際に専用の衣服としておらず、また、豚舎ごとに踏込消毒槽及び専用の長靴が設置されていたとのことだが、他の長靴を消毒のみで豚舎で使用していた場合があること

が確認されています。

■ 2. 農場における発生予防対策

現地調査結果概要を踏まえて、豚飼養農場においては、確実に以下の対策を履行していただくようお願いいたします。

(1) 適切な衛生管理区域の設定

飼料給与、清掃、豚の出荷及び死亡豚の管理等の一連の作業に関連する農場内の敷地の全てを衛生管理区域に指定するよう、改めて確認すること。

(2) 衛生管理区域への病原体の侵入防止措置の徹底

次の対策を徹底することにより、衛生管理区域への病原体の侵入を防止すること

ア、野生動物の侵入防止

野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている地域においては、電柵やワイヤーメッシュを設置することにより、衛生管理区域への病原体の侵入を防止すること。

飼養衛生管理基準第4「野生動物等からの病原体の侵入防止」

イ、衛生管理区域内で使用する器具や重機等については、十分な水洗を行い、適切な消毒を行った後、衛生管理区域内で使用する。

飼養衛生管理基準第3の4「衛生管理区域に立ち入る車両の消毒」及び8「他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置」

(3) 畜舎に立ち入る際の衛生対策の徹底

衛生管理区域専用の衣服および靴を使用すること。野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている地域においては、豚舎ごとに豚舎専用の衣服及び靴を設置し、豚舎内に立ち入る際には、確実にそれらを使用すること。また、豚舎外で使用していた器具や重機等については、十分な水洗を行い、適切な消毒を行った後、豚舎内で使用する。

飼養衛生管理基準第3の6「衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用」

(4) 教育訓練等

畜舎内での飼養管理を行う者は出来るだけ限定し、消毒や作業手順について定期的に教育や訓練を行うこと。

<添付資料>

現地調査結果の概要(PDF : 76KB)

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課

担当者：山野、栗栖

代表：03-3502-8111（内線4428）

ダイヤルイン：03-3502-5994

FAX：03-3502-3385

岐阜県の豚コレラ発生施設に係る
疫学調査チームの調査概要（平成30年11月16日実施）

1 施設の周辺環境

- ① 当該施設は東西が山に囲まれた丘陵地帯に位置しており、道路を挟んで植物園やバーベキュー場等のある公園エリアと家畜を飼養する家畜エリアからなる農業公園である。
- ② 家畜エリアには複数の豚舎があり、発生時、豚が飼養されていたのは発生豚舎である育成豚舎（肥育豚2頭を飼養）と分娩豚舎（子豚21頭を飼養）のみであった。育成豚舎には飼料タンクと堆肥置き場が隣接していた。育成豚舎以外の豚舎には屋外飼育場があった。9月の岐阜県内での豚コレラ発生以降、屋外飼育場がなかった肥育豚は豚舎外に出していなかった。一方、子豚は11月15日まで、豚舎外の消毒した区域に豚舎の清掃時のみ出していた。
- ③ 公園エリアではいのししが掘った跡が多く見られたが、家畜エリアでは確認されなかった。また、家畜エリアの管理者も家畜エリアではいのしし及びその痕跡を確認したことはなかった。
- ④ 公園エリア側では豚コレラ陽性判定となった野生いのししが2頭確認されていた。

2 飼養管理者等

- ① 当該施設の飼養豚の管理は基本的に決められた飼養管理者が行うが、週休日は他の飼養管理者が交代で飼養管理を行い、公園エリアの管理者が手伝っていた。
- ② 飼養管理者等の海外への渡航歴は認められなかった。

3 施設の飼養衛生管理

- ① 家畜エリアの出入口には手動噴霧器が設置され、車両消毒を実施していた。
- ② 豚舎ごとに踏込消毒槽が設置され、9月の発生以降は、さらに豚舎ごとに豚舎内専用の長靴、スコップやほうきが設置され、これらを利用することとされていた。また、専用の長靴は1足しか設置されておらず、2名以上が作業に当たる場合は、他の長靴の消毒を行い使用していた。一方、衣服の交換については、専用の衣服とはしていなかった。
- ③ 9月の発生以前より、飼料タンクは利用せず、全て袋詰め飼料を利用していた。
- ④ 飼養豚への給与水は上水道を使用していた。
- ⑤ 施設の糞便は、堆肥置き場に運搬された後、およそ週1回、施設が所有する運搬車で、道路を挟んだ向かいの堆肥化施設に運搬されていた。
- ⑥ 家畜エリアと公園エリアで使用する車両の車庫は、家畜エリア内の1か所であった。使用する重機はいのししが出没する公園エリアで保管されており、今回の発生直前まで両エリアで共有していた。家畜エリアの出入口での石灰による消毒は行っていたが、噴霧器による消毒や水洗は行われていない事例もあった。
- ⑦ 9月の発生以降、豚舎を中心とした周辺家畜エリアへの来場客の立入制限を行っていた。
- ⑧ 豚舎間で、飼料置き場や堆肥置き場が共有されており、飼養管理者等が豚舎間を移動する必要があるが、衛生管理区域がそれぞれの豚舎周辺のみに設定されていた。

4 野鳥・野生動物対策

- ① 育成豚舎の周囲はフェンスで囲われていた。9月の発生後には、フェンスがなかった入口部分に木製の板を設置した。育成豚舎の窓にはビニールカーテンが設置され、換気のため開けることはあった。また、屋外飼育場がある豚舎には、電柵の追加、夜光紐の追加、ワイヤーメッシュ柵の追加設置も行っていた。
- ② 堆肥置き場には野生動物等の侵入を防ぐためのフェンスや木製の板、防鳥ネットが設置されていた。

5 死亡豚の取扱い

施設で生じた死亡豚について、子豚は、死亡獣畜取扱場の許可を受け場内に埋却され、繁殖豚は、県外化製場に施設が所有する運搬車で、運搬され処理されていた。